

渋谷区告示第百七十号

マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）第四十五条第一項の規定に基づき、富ヶ谷スカイマンション建替事業の施行を認可したので、同法第四十九条第一項の規定により、次のように告示する。

令和元年九月二十七日

渋谷区長 長谷部 健

一 施行者の氏名又は名称

伊藤忠都市開発株式会社 代表取締役 松 典男

二 施行マンションの名称及びその敷地の区域

(一) 名 称 富ヶ谷スカイマンション

(二) 敷地の区域 渋谷区富ヶ谷二丁目一四六〇番二

三 施行再建マンションの敷地の区域

渋谷区富ヶ谷二丁目一四六〇番二

四 事業施行期間

事業認可月から令和四年三月まで

五 マンション建替事業の名称

富ヶ谷スカイマンション建替事業

六 事務所の所在地

東京都港区赤坂二丁目九番一―号 オリックス赤坂二丁目ビル七階・八階

七 施行認可の年月日

令和元年九月二十七日

八 施行者の住所

東京都港区赤坂二丁目九番一―号 オリックス赤坂二丁目ビル七階・八階

九 事業年度

毎年四月一日から翌年三月三十一日まで

十 公告の方法

事業の公告は、事務所の掲示板に掲示するほか、個人施行者が適当と認める場所に
掲示して行う。

十一 権利変換又は借家権の取得を希望しない旨の申出をすることができる期限

令和元年十月二十六日